

令和4年度 第2回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和5年2月9日（木）午後2時～
場所：上越市役所 第一庁舎 401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

①令和4年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 資料1

②令和4年度上越市診療所特別会計補正予算（第1号）について 資料2

(2) 協議事項

①上越市国民健康保険条例の一部改正（案）について 資料3

②令和4年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について 資料4

③令和4年度上越市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について 資料5

④令和5年度上越市国民健康保険特別会計予算（案）について 資料6

⑤令和5年度上越市診療所特別会計予算（案）について 資料7

(3) その他

①第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）等の策定について 資料8

②国民健康保険における保険料水準統一に向けた取組について 資料9

③令和5年度の協議会開催スケジュールについて

5 閉 会

令和 4 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

【補正理由】

- (1) 人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の若年層職員の給料月額並びに勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行ったもの
- (2) 特定健康診査の受診者数が当初の見込みを上回ることから、委託料を増額したもの
- (3) 一般管理費職員人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額したほか、収支の均衡を図るため、国民健康保険財政調整基金繰入金を増額したもの

【補正内容】

(歳入)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,199,474	6,797	1,206,271
	一般会計繰入金	1,178,246	2,920	1,181,166
	基金繰入金	21,228	3,877	25,105

(歳出)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	188,211	2,920	191,131
	一般管理費職員人件費	65,468	2,920	68,388
5	保健事業費	190,358	3,877	194,235
	特定健康診査費	137,109	3,877	140,986

※補正箇所以外の子算科目の記載を省略

令和 4 年度上越市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について

【補正理由】

- (1) 人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の若年層職員の給料月額並びに勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行ったもの
- (2) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、一般会計繰入金を減額したもの

【補正内容】

(歳入) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
5	繰入金	161,349	△2,924	158,425

(歳出) (単位:千円)

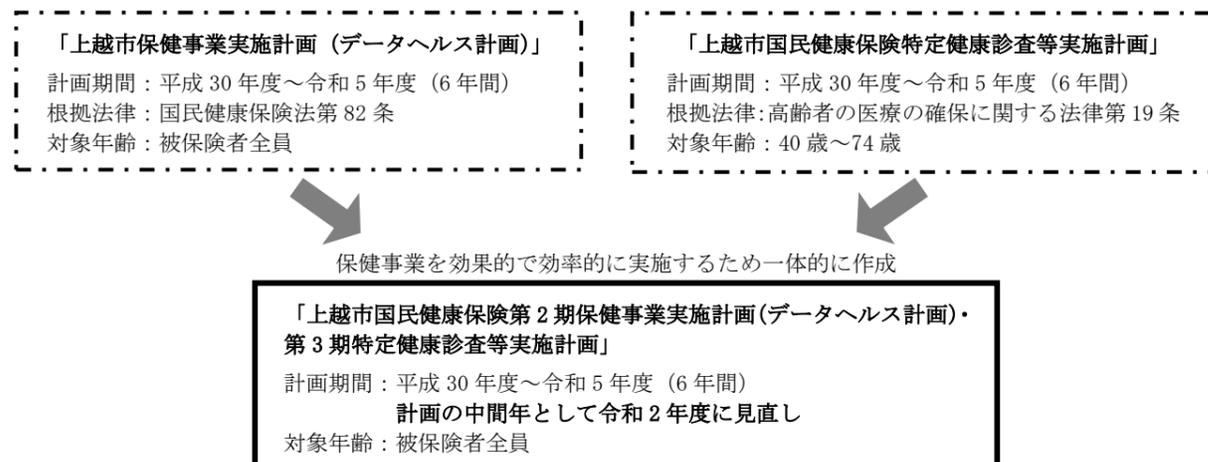
款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	322,107	△2,924	319,183

※補正箇所以外の予算科目の記載を省略

上越市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について

1 計画の概要・位置付け

平成 29 年度に生活習慣病対策をはじめとする、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、効果的かつ効率的な保健事業を展開し、被保険者の健康の保持増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤の強化を図るため、計画期間を 6 年間とする「上越市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期特定健康診査等実施計画」を策定しました。



2 計画策定の目的

レセプトや健診情報等のデータの分析に基づいて健康課題を明確化し、健康・医療情報を活用しながら P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な特定健康診査や重症化予防等の保健事業を実施することで、国民健康保険加入者の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率を向上させ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指すことを目的とします。

令和 5 年度は、計画に基づき実施した保健事業の取組実績を最終評価し、令和 6 年度から実施する第 3 期計画の策定を行います。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～R11
計画の策定期等	第 2 期計画（H30～R5）						第 3 期計画（R6～R11）
			○ 中間見直し （目標値の時点修正等）	見直し後計画（R3～R5）		○ 第 2 期計画の最終評価 ○ 第 3 期計画の策定	

3 計画策定のスケジュール（案）

時期	策定に係る主な作業	上越市国民健康保険運営協議会における関係議題
令和 5 年 4 月	・ 計画策定の方針案の整理 ・ 計画策定の方針案の協議	
5 月	・ 第 2 期後半期の取組実績の評価と分析	
6 月		第 1 回会議（6 月中旬） ・ 計画策定の方針協議
7 月	・ 計画の素案の検討、作成	
8 月		第 2 回会議（8 月上旬） ・ 第 2 期後半期の取組状況及び現状、課題についての協議 ・ 分析結果を踏まえた次期計画の目標設定等の内容について協議
9 月		
10 月	・ 計画の原案の作成	第 3 回会議（10 月中旬） ・ 次期計画の素案の協議
11 月		
12 月	・ 第 4 回会議の意見を踏まえた原案の修正	第 4 回会議（12 月上旬） ・ 次期計画の原案の協議
令和 6 年 1 月	・ パブリックコメントの実施 （1 月上旬から 2 月上旬）	
2 月		第 5 回会議（2 月中旬） ・ パブリックコメント等を踏まえた計画の最終案について協議
3 月	・ 計画策定の完了 ・ 広報及びホームページで計画の公表	

令和4年4月26日県市長会資料
 (作成:新潟県国保・福祉指導課)

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、小規模市町村の財政不安定化リスクなど、多くの構造的な課題を抱えています。

国は平成30年度に制度改革を行い、国民健康保険を都道府県単位化しました。現在は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っています。

このような中、国はガイドライン等で『将来的に保険料水準の統一を目指す』とし、都道府県にそのための取組を促しています。

～保険料水準の統一の定義～
 同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準

現在、本県の国民健康保険運営方針（令和3年1月改訂）には、保険料水準の統一について『将来的な統一を視野に課題の整理と対応方法を検討する』と記載されていますが、全国では既に37都道府県が『将来的に保険料水準の統一を目指す』と記載し、うち18都道府県が目標年度を定めて、統一に向けた取組を進めています。

○ 都道府県の状況（厚生労働省資料による）

	R3	H30
統一を目指す	37	22
統一の議論・検討を行う	7	10
統一も視野に入れる	3	1
当面統一しない	0	7
記載なし	0	7

本県としての統一の方向を明確化していくため、今年度から来年度にかけて、市町村の皆様との議論を加速してまいりたいと考えております。